

裁判員制度・検察審査会にご協力を

行政課 ☎ 66-1155

裁判員制度

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

市では、選挙人名簿から無作為の「くじ」により候補者予定者を選出し、選ばれた方を地方裁判所に報告します。11月頃に、地方裁判所から裁判員候補者名簿に記載されたことのお知らせがあります。

問合先 名古屋地方裁判所事務局
総務課 広報係 (☎ 052-203-9092)

検察審査会

検察審査会は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったことの良し悪しを審査するところで、選挙権を有する方の中から選ばれた11人の検察審査員によって構成されます。

市では、検察審査員の選定のため、前もって選挙人名簿をもとにして公平な「くじ」で検察審査員候補者を選びます。

問合先 豊橋検察審査会事務局 (☎ 0532-52-3283)



地域全体で子育て家庭を支えよう

子育て支援課 ☎ 66-1108

はぐみんカード

優待ショップなどで提示すると、店舗独自のサービスを受けられます。対象となる方でカードがない方は、子育て支援課で発行します。

対象 18歳未満のお子さんがいる方、妊娠中の方

持ち物 母子手帳(妊娠中の方)、身分証明書(その他の方)

★協賛店舗募集中

赤ちゃんの駅

授乳やおむつ替えなどのために立ち寄ることができる施設です。市内39施設で利用できます。

※利用可能施設は、市ホームページで確認できます。



可燃ごみ・粗大ごみ・草木持ち込み自粛のお願い

環境清掃課 ☎ 57-4100

ごみ焼却炉・粗大ごみ破碎設備の定期修理のため、クリーンセンターへの可燃ごみ・粗大ごみの持ち込み、一色処分場への草木の持ち込みの自粛をお願いします。

と き 11月11日(日)～24日(日)

放置自転車などを整理・移動します

都市計画課 ☎ 66-1141

公共駐輪場に放置されている自転車、原動機付自転車を整理・移動します。放置している方は、速やかに回収してください。

と き 11月中旬～12月
ところ 公共駐輪場(16カ所)

整理方法 公共駐輪場に置かれている自転車などに調査札を取り付けます。2週間経過後に札が付いている場合、保管場所へ移動します。

移動後の処置 所有者が判明した場合は引き取り通知を送付します。その後6カ月間保管し、引き取りのない場合は処分します。

※盗難自転車が発見されることがあります。自転車防犯登録は必ず行いましょう。



都市再生整備計画事後評価原案の公表

都市計画課 ☎ 66-1142

快適安心地区都市再生整備計画の事後評価原案を公表します。

と き 11月15日(金)～29日(金)

ところ 都市計画課、市ホームページ

ひとつずつ いいね! で確認 火の用心

全国一斉

秋の火災予防運動

11月9日(土)～15日(金)

- ひとり暮らし高齢者防火診断
- 消防訓練(温泉地区)
- 東三河消防本部による合同啓発活動



期間中はさまざまな取り組みを実施します。



点検していますか?

住宅用火災警報器



平成16年に消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器を設置し維持することが義務付けられました。経年劣化や電池切れにより正常に作動しないこともありますので、必ず点検を行いましょう。

- 1 定期的に作動確認し、音を聞きましょう
- 2 電池の交換時期を確認しましょう(電池寿命はおおむね10年です)

※設置から10年以上経過している場合は本体内部の電子部品の劣化が考えられるため本体を交換することが望ましいとされています。

消防本部予防課 ☎ 68-0937